

平成27年度 個別事業概要説明

一般会計

(款) 議会費	(項) 議会費	(目) 議会費
---------	---------	---------

《議会事務局》

議会運営事業

議会の組織構成である議員に議員報酬並びに費用弁償等を支給し、議員の身分を保障する。
また、各種関係団体との体制の整備を図り、議員及び職員の研修並びに調査研究等を充実させることにより、議会活動の活性化と適正な議会運営を図る。
なお、本年度も引き続き、地方議会議員年金制度の廃止に伴う給付に要する費用を支出する。

議会管理事業

議会事務（庶務、議事、調査）の執行並びに議会の機能の発揮を支える。

議会だより会議録作成事業

議会の状況や活動の実態を住民に理解していただくため、「議会だより」を定例会ごとに発行し、住民の自治意識の高揚を図る。
また、地方自治法第123条の規定に基づき、会議録を作成する。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 一般管理費
---------	-----------	-----------

《総務グループ》

部課庶務事業

全庁的な行政活動共通の事務事業に要する経費を一括管理することにより、効率的な事務執行を図る。
主な内容としては、複写機管理、共通封書作成、一般郵送料・宅配料の管理など。
また、日常の行政事務にかかわる法律的な相談事務及び個別訴訟事務を顧問弁護士に委託し、適正かつ円滑な事務執行の確保に努める。

文書図書管理事業

文書の收受・配布・保管及び法令図書・町例規の管理を正確かつ迅速に行うことにより、各部門の事務の円滑かつ効率的な実施を図る。

地域活性化基金積立事業

地域の活性化を図る事業を推進するため設置された地域活性化基金への積立てを行う。
地域活性化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

職員研修事業

厳しい行財政状況の中、限られた人員により町行政を効率的に運営するため、様々な分野において個々の職員が能力を開発し、実務において知識・能力が発揮できるよう各種の研修を受講し、有能な人材の育成を図る。

職員等福利厚生事業

職員等の健康診断、健康相談等を実施することにより、健康保持・増進、病気の予防及び快適な職場環境の形成を図る。

財政事務事業

各政策に対し、限られた財源を有効かつ適正に配分し、常に収支の均衡を失うことなく財政運営の健全化を図る。

契約事務事業

契約事務を適正に処理することにより、公共工事等事業の円滑な推進を図る。
また、平成19年度より入札参加資格審査申請の電子申請を開始し、円滑な運用を図る。
(平成27年度の登録対象は、建設工事)

情報公開・個人情報保護事業

情報公開条例、個人情報保護条例を適正に運用し、情報公開制度・個人情報保護制度の充実を図る。

審議会等運営事業(総務G)

各種審議会等において、町の諮問等に応じ、諮問事項等について調査・審議を行う。

《危機管理グループ》

国民保護計画推進事業

武力攻撃事態等において町民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の見直しを実施し、町民への周知を図る。

《企画グループ》

秘書事務事業

町長の交際及び渉外に関することを行う。

審議会等運営事業(企画G)

固定資産評価審査委員会：固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出について、審査・決定の機関として設置。

《住民グループ》

コミュニティ推進事業

自治会及び播磨町自治会連合会の活動並びに自治会公民館の施設整備事業に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活発化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、自治会活動の健全な発展を促進する。

また、全町的な夏のイベントとして、NPO法人が実施する「サマーフェスティバル事業」に補助することにより、町民の一体感と町への愛着を育てる。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書広報費

《企画グループ》

広聴事業

住民から寄せられる町政に対する意見、要望などを聴取し、行政に反映していくとともに、地域の課題や問題解決のための助言並びに関係グループ等の調整を行う。

また、行政相談（毎月1回）、無料法律相談（毎月4回、1回4人まで）の実施により、住民生活の課題を解決に導く支援を行う。

広報事業

広報「はりま」（毎月24日発行）、町ホームページ及びBAN-BANネットワークス^{（株）}によるケーブルテレビなどを活用し、行政や住民活動の情報を提供するとともに、住民のまちづくりへの参画と協働を促す。

また、まちのPRのためのキャラクターグッズ等を作成する。

映像配信設備管理事業

議会中の映像などをインターネット網を用い配信するため、映像配信システムを運用する。

議会での状況をインターネットでリアルタイムに配信し、過去の録画映像も配信することにより、住民に容易に議会の状況を提供することが可能となる。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 会計管理費

《会計グループ》

出納事務事業

予算執行から決算までの一連の財務会計事務を含め、歳計現金等の適正な執行管理及び財源調整を行う。

また、現金の出納管理及び運用を安全かつ効率的に行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 電子計算費

《企画グループ》

電子自治体推進事業

基幹業務系システムやグループウェアシステム等の各種システムの維持管理のほか、電子申請や電子申告等システムの利活用やセキュリティ対策の推進等の電子自治体の構築を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費

《総務グループ》

庁舎施設維持管理事業

行政目的を効率的に達成するため、庁舎施設の適切な維持管理と保安保持並びに施設等の整備充実を図る。

公有財産管理事業

普通財産の適正な維持、保全、管理を行うとともに、有効活用を図る。

また、将来にわたって不要と判断される用地については、売却を行う。

財政調整基金積立事業

一般会計における財源を積み立てるため設置された財政調整基金への積立てを行う。
財政調整基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

減債基金積立事業

一般会計における町債の償還に必要な財源を確保し、もって健全な財政運営に資するため設置された減債基金への積立てを行う。
減債基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

公共施設整備基金積立事業

公共施設の整備資金を確保するため設置された公共施設整備基金への積立てを行う。
公共施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

庁舎整備事業「新規」

平成9年度に建築した第2庁舎の屋上防水、外壁塗装及び空調設備の経年劣化に伴い、改修のための設計業務を平成26年度に行ったが、改修内容に変更が生じたので変更設計を行う。

播磨町庁舎周辺（道路、公園、第1庁舎、第2庁舎、図書館）を総合的にバリアフリー対応にするため、基本設計を行う。再来年度に実施設計を行い、平成29年度に工事を行う。

第1庁舎302会議室が老朽化しており、重要な会議の開催頻度が高いため、内装改装及び机・椅子の更新を行う。

第1庁舎1階ロビーチェアが老朽化しており、更新を行う。

《企画グループ》

公用車運転等業務事業

指定した公用車の運行等を委託し、安全かつ効率的な運行を図る。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 企画費
---------	-----------	---------

《総務グループ》

国際交流基金積立事業

国際交流に対する事業の財源を確保するため設置された国際交流基金への積立てを行う。
国際交流基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《企画グループ》

まちづくり推進事業

各種協議会等に参加し、広域的な観点からもまちづくりを推進する。

東播臨海広域行政協議会、山陽本線沿線市町連絡会、東播磨流域文化協議会、播磨地方拠点都市地域推進協議会、播磨広域連携協議会への加入。

兵庫五カ国交流会議事業

兵庫県内の旧5カ国の5市町（摂津の国—猪名川町、丹波の国—篠山市、但馬の国—香美町、淡路の国—淡路市、播磨の国—播磨町）で、スポーツ交流や観光・物産等の紹介を行い、相互交流及び共同事業を通じてまちの活性化を図る。

また、災害時における相互支援を行う。

国際平和非核自治体会議事業

自由と平等を尊ぶところ豊かな社会の実現を目指し、昭和57年4月に「核兵器廃絶のまち宣言」を行っており、中学生を対象とした祈念講話会、展示会（原爆資料）、上映会などを通して、人類永遠の平和を願って活動を推進する。

国際交流事業

播磨町と中華人民共和国天津市和平区・アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市との友好都市・姉妹都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。

また、平成7年7月に設立された「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際化を進める。

播磨町・朝来市住民交流事業

播磨町と朝来市の住民交流事業を推進するため、小学生を対象とした交流事業「チャレンジ教室」の実施や、住民が自主的に参加する「朝来ふれあい元気まつり」への支援などを行う。

地方バス等公共交通維持対策事業「新規」

民営の路線バス事業者に補助金を交付することにより、住民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図り、住民福祉の向上に資する。

また、本年度は、昨年度行った地域公共交通に対する住民意向調査の結果に基づく地域公共交通会議の審議も踏まえ、交通手段の充実と利便性の向上を図るための地域公共交通システム導入の検討を行う。

加古川ツーデーマーチ支援事業

「加古川ツーデーマーチ」のコースに大中遺跡が含まれていることから、通過者に通過記念としてバッチの配布や湯茶サービスを行い、本町及び大中遺跡をPRする。

播磨ゆめづくり塾事業

まちづくりに関するテーマを広く住民より募集し、その中から採用されたテーマの発案者を塾長として「塾」を形成する。

住民自らがまちづくりを実践するとともに、様々な視点から魅力と夢のあるまちづくりについて調査・研究・提案を行い、住民と行政が協働のまちづくりを推進する。

地域連携施設運営支援事業

県立東はりま特別支援学校の敷地内に設けられた地域連携交流施設は、学校と地域を結ぶ憩いや交流の場を目的とした施設であり、施設2階では、地域活動支援センターが開設されている。当該事業は、この施設の運営を支援する事業である。

住民協働推進事業

町の施策であり、行政が実施すべき分野の事業を行政にはない知識・技能を持つ住民活動団体等と委託契約を締結し協働で実施する。

住民参画により、効率的で住民ニーズに柔軟に対応できるまちづくりを目指す。

行政改革推進事業

第4次総合計画の推進過程における「評価」により成果や課題の明確化を行い、課題の「改

善」に向けた取り組みを進め、行政改革懇談会を実施し、取り組みの進捗状況について報告を行う。

土山駅南交流スペース運営事業「新規」

土山駅南に開設される仮称「B i V i 土山」では、利便性を向上させる多様な商業機能と住民のふれあい交流空間の整備を通じて、景観に配慮したにぎわい拠点の形成をめざしている。

仮称「B i V i 土山」内に交流スペースを併設することで、播磨町の施策や地域に関する情報提供及び案内を行い、あわせて住民及び来訪者の交流の場や待合所として活用する。

総合計画基本計画改定事業「新規」

平成23年度を初年度とする「第4次播磨町総合計画」においては10か年（32年度まで）という長期的なまちづくりの基本的方向を定めたものであるが、中間年度である平成27年度において基本計画の見直しを行うこととされており、このなかで、これまでの施策・事業の成果と課題を検証するとともに、社会経済状況や住民ニーズの変化も踏まえた基本計画の見直しを行い、平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とした基本計画を策定する。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 公平委員会費
---------	-----------	------------

《議会事務局》

公平委員会運営事業

公平委員会を地方公務員法第7条第4項の規定に基づき加古川市と共同設置していることに伴い、運営経費の一部を負担する。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 防犯対策費
---------	-----------	-----------

《危機管理グループ》

防犯活動一般管理事業

加古川地区防犯協会及び地域住民団体が行う活動を支援することにより、犯罪のない明るいまちの実現を図る。

街灯施設維持管理事業

街灯を適切な状態に維持管理することにより、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

自治会街灯電気料金補助事業

各自治会が管理している街灯の電気料金の一部を補助することにより、自治会経費の負担軽減を図るとともに、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

防犯啓発事業

防犯意識の高揚及び暴力団排除の意識啓発を推進する。

自治会等が防犯カメラを設置する場合に、その設置費用の一部を補助することにより、犯罪の未然防止を図る。

街灯LED化事業

夜間における犯罪と事故の未然防止を図るために街灯を設置するとともに、街灯にかかる電気使用料金の低減及び修繕等維持管理費用の削減を図るため、町管理街灯のLED化を推進す

る。

今年度は、町道浜幹線、本荘土山線、古宮土山線等のLED化を実施する。

自治会LED街灯設置補助事業

自治会設置の街灯をLED街灯に更新時等にその工事費の一部を補助することにより、自治会の経費負担の軽減並びに夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 交通安全対策費

《危機管理グループ》

交通安全対策事業「新規」

住民に対する交通安全啓発活動及び交通安全に関して近隣市町等関係機関との調整を行い、住民の意識の高揚を図る。

また、交通安全対策について、関係機関に要望等を行う。

高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し補助金等を交付する。

交通安全教育事業

主として幼児、児童及び高齢者に対して、交通安全教育を充実させることにより、交通事故の防止を図る。

交通安全施設維持管理事業

町内各所に設置しているカーブミラー・道路照明灯・警戒標識・道路区画線等交通安全施設の維持管理を行うことにより、交通安全の確保を図る。

駅周辺自転車整理事業

播磨町駅及び土山駅周辺に自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに街頭指導や放置自転車の撤去を行い、歩行者の安全の確保と駅周辺の美化を図る。

自転車駐車場施設維持管理事業

播磨町駅及び土山駅の町立自転車駐車場を適切に管理することにより、利用者の利便性と交通安全の確保を図る。

交通安全施設整備事業

自動車保有台数の増加や交通量の増大などにより、近年交通事故が増加している。

そのため、カーブミラー・自発光式交差点鏡・警戒標識等の交通安全施設を整備することにより交通事故の防止を図る。

《住民グループ》

交通災害共済事業

兵庫県市町交通災害共済組合が行う共済制度を提供し、もって住民の生活の安定と福祉の推進に寄与する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公害対策費

《すこやか環境グループ》

公害対策事業

事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等によって、生活環境の悪化が心配されている。これらを防止するため、状況の把握、環境保全協定の遵守状況の確認、事業所への行政指導を行う。

生活環境の保全を行うことにより、環境汚染の防止に努める。

環境保全事業「新規」

ゆとりと潤いのある美しい環境の創造並びに地球環境の保全を達成するため、環境啓発に必要な事業の企画・立案を行い、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚・環境保全に関する情報の収集及び提供等の事業を行う。

また、自然への環境意識を高めるために整備した野添北公園内のほたる育成水路を適切に管理する。

近年、狐狸ヶ池で外来種であるミシシippアカミミガメが大量繁殖しており、豊かな自然のシンボルとして知られる水生植物のオニバスを見ることができなくなっている。狐狸ヶ池の本来の生態系を復活させるため、外来種が生態系に与える影響を調査し繁殖抑制に取り組む。

大気汚染常時監視事業

二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント・PM2.5・風向風速等の大気汚染の状況について、的確に把握するため庁舎及び宮西に測定局を設置し、継続的に監視を行う。

庁舎局については、兵庫県と常時交信を行うことにより、広域的な監視及び長期的・短期的な評価を行っている。事業所・自動車・人の活動等多岐にわたる発生源について常時監視することにより、総合的な大気保全対策を実施し、汚染防止を図る。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

住宅に太陽光発電システムを設置した住民に対して、設置導入に要する費用の一部を補助することにより、クリーンエネルギーを活用するシステムの設置を支援し、環境にやさしいまちづくりを推進する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 生活改善推進費

《住民グループ》

消費生活啓発事業

消費者問題は増加傾向にあるとともに、複雑多岐にわたっていることから、専門相談員を設置した相談窓口の充実を図るとともに、被害の発生予防や拡大防止のための啓発活動を推進する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 播磨ふれあいの家管理費

《住民グループ》

播磨ふれあいの家運営事業

緑豊かな自然とのふれあいを通じ、住民の余暇活動を促進するために設置した、「播磨ふれあいの家」の運営を行う。

また、経営改善を図るため、民間のノウハウ・活力を利用する指定管理者制度を導入し、住

民の福祉の向上を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 諸費

《税務グループ》

町税過誤納金還付事務事業

収納された税の収納状況を明確にし、過誤納付等が生じたときは、速やかに還付又は未納税額への充当処理をし、税の適正化を図る。

《保険年金グループ》

税外収入還付事業(保険年金G)

各種補助事業において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

《福祉グループ》

税外収入還付事業(福祉G)

各種補助事業において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 税務総務費

《税務グループ》

税務一般管理事業

税務関係証明書の発行、台帳の閲覧、諸税事務及び一般管理事務を行う。

また、税法・条例の規定に基づく委員会の設置及び各協議会に加入することにより、税の適正課税及び納税に関するPRを実施し、収納率の向上に努める。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費

《税務グループ》

町税賦課事務事業

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて賦課事務を行う。

- ・個人町民税(1月1日現在、町内に住所を有する人、あるいは事務所等のある人に課税する。)
- ・法人町民税(町内に事務所等を有する法人等に課税する。)
- ・固定資産税(1月1日現在、固定資産の所有者に課税する。)
- ・軽自動車税(4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税する。)
- ・たばこ税(卸売販売業者等)

町税徴収事務事業

町税の収納、管理事務を行う。

消し込み事務の合理化、正確化、迅速化を図るとともに、未納者に対して督促状、催告状等を発送し収納率の向上に努め、また滞納者に対しては、差押等滞納整理を進め、税の確保と税負担の公平化に努める。

《住民グループ》

戸籍住基等事務事業

- ・戸籍事務：戸籍法に規定されている各種届出の受理、戸籍編成及び戸籍謄・抄本の交付を行い、住民の利便を図る。
- ・住民基本台帳事務：住民に対する正確な記録を確保するため、転入届・転出届等を受理し、常に住民基本台帳の整備を行い住民票の写しを交付し、住民の利便を図る。
- ・本人通知制度：住民票や戸籍の謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護を図る。
- ・在留関連事務：外国人住民の住居地届出の受理及び特別永住者証明書に関する国への経由事務を行う。
- ・印鑑登録事務：印鑑条例に基づき、印鑑登録申請書の受理、印鑑原票の作成及び印鑑登録証明書の作成交付を行い、住民の利便を図る。

戸籍情報システム管理事業

年々増加する戸籍数及び戸籍事務に対し電算システムにより、戸籍受付から戸籍編成までを正確かつ迅速に処理し、住民サービスの向上に努める。

また、戸籍謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護に努める。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業

市区町村が行う各種行政の基礎となる住民基本台帳をネットワークで結び、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤としても利用され、公的個人認証サービスへの活用、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例など住民の負担軽減、サービス向上、行政事務の効率化を図る。

また、平成27年度には、社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した個人番号カードの交付事務を開始する。

住居表示維持管理事業

住居表示実施区域での建物の新築に伴う住居番号の付定や台帳の整備を行う。

また、必要に応じて案内板・街区表示板の取替や、対照案内図・住居表示台帳の更新を行う。

証明書コンビニ交付事業「新規」

全国のコンビニエンスストアにおいて、個人番号カードを利用して休日や時間外にも住民票等の証明書の交付が受けられるようにシステム改修を行い、住民の利便性の向上を図る。

《総務グループ》

選挙管理委員会運営事業

正確かつ適正な選挙管理委員会の事務を行うことにより、各種選挙の公明性の確保を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙啓発費

《総務グループ》

選挙常時啓発事業

明るい選挙の推進を図るため、有権者に対し政治・選挙に関する啓発を行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 町議会議員選挙費

《総務グループ》

町議会議員選挙事務事業

正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性の確保を図る。(任期満了日平成27年4月29日)

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 兵庫県議会議員選挙費

《総務グループ》

兵庫県議会議員選挙事務事業

正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性の確保を図る。(任期満了日平成27年6月10日)

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費

《企画グループ》

統計業務推進事業

統計事務の充実発展を図るため、研究会などに参加し情報の交換を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 商工統計調査費

《企画グループ》

商業統計調査事業

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する。

昨年度に「平成26年経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査」を実施しており、今年度はその調査後の確認作業を行う。

工業統計調査事業

日本の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる。

また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的とする。

(毎年実施。ただし、経済センサス - 活動調査を実施する年の前年を除く)

経済センサス調査区管理事

経済センサス調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、経済センサス活動調査を始め、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

経済センサス活動調査準備事業

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする。

「平成28年経済センサスー活動調査」の調査日は、平成28年6月1日となるため、本年度その準備作業を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 教育統計調査費

《学校教育グループ》

学校基本調査事業

教育行政の基本資料とするために、幼稚園、小学校、中学校に関する基本的な事項の調査を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 国勢調査費

《企画グループ》

国勢調査事業

国勢調査は、統計法に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他基礎調査を得ることを目的とする。

大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目に当たる。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 農林統計調査費

《企画グループ》

農林業センサス事業

日本の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的とした調査である。（5年周期調査）

調査は、昨年度（2月1日を基準）に実施されたもので、今年度はその回答内容の照会等の事務を行う。

(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費

《議会事務局》

監査委員事務運営事業

法令により定められた権限に基づき、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

《保険年金グループ》

障害者(児)医療費助成事業

身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、心身障がい者（児）の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉

の増進を図る。

高齢障害者特別医療費助成事業

高齢の重度心身障がい者に係る医療費の一部負担金を助成し、負担を軽減するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費の給付を受けるものであって、身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者が対象である。

国民健康保険事業特別会計繰出事業

国・県・町の施策として実施される保険税の軽減や負担金の減額措置等に対して、その費用を一般会計を通じて国保特別会計へ繰り出すことにより、国民健康保険の財政基盤の安定を図る。

(1)保険基盤安定分

政令で定める低所得者への保険税軽減分と低所得者数により補填される支援分があり、国・県・町が応分の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(2)職員給与費等分

国保の事務に要する経費について一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(3)出産育児一時金分

被保険者が出産したときに世帯主に対し出産育児一時金として支給しているが、その3分の2を地方財政措置により一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(4)財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担平準化のため国保財政安定化支援事業として一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(5)一般分

県・町で実施する福祉医療費助成による療養給付費の波及増相当額や保険税不足分等について、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

福祉医療等事務事業

各種福祉医療助成事業（老人、障がい者、乳幼児等、母子家庭等、高齢障がい者）に係る事務を行う。

《福祉グループ》

障害者福祉一般管理事業

障害者福祉全般に係る出張旅費及び一般事務経費。

また、社会福祉のために活動している団体等へ事業費用の一部を補助することにより、自立の向上と社会参加の促進を図る。

民生委員児童委員活動事業

播磨町民生委員児童委員（63名）及び主任児童委員（4名）が、要援護者世帯、母子・生活保護世帯などの訪問・見守りや相談などを通し、地域福祉の向上を目的として活動する。

また、民生委員児童委員1名につき、2名の協力委員を設置し、民生委員児童委員と協力して福祉活動を行う。

戦没者遺族援護事業

播磨町遺族会の事業に係る費用の一部を補助することにより、遺族会の福祉の向上に寄与す

る。合わせて、町主催の戦没者追悼式を実施する。

障害者更生援護事業

(1)障害者更生援護事業

学校園に在学、福祉施設等に入通所している者、若しくはその扶養義務者に対し、補助金を支給することによって、その負担の軽減を図り、当該心身障がい者（児）の自立更生を促進し、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図る。

(2)小規模通所訓練事業

企業等に就労することが困難な在宅の障がい者を対象に、社会参加の機会として、作業訓練を実施している地域活動支援センター等に対して運営費の一部を補助する。

心身障害者扶養共済制度加入者補助事業

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度に加入している者に対し、掛金の一部を補助する。

扶養共済制度とは、心身障がい者（児）の保護者が万が一死亡し又は重度障がいになったとき、心身障がい者（児）に終身年金を支給して、生活の安定を図ることを目的とするものであり、兵庫県が実施している福祉保険制度である。

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業

在宅の重度障がい者（児）が生活行動範囲の拡大と社会参加のために利用するタクシー運賃の一部を補助する。

- ・身体障がい者（児）…… 1・2級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
- ・知的障がい者（児）…… A判定の手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
- ・精神障がい者（児）…… 1級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者

平成25年7月より更に利用の促進をはかるものとして、1回について最大3枚まで利用可能としている。（1枚500円）

社会福祉協議会運営費補助事業

播磨町社会福祉協議会の運営費を助成し、地域社会福祉事業の効率的な運営と組織的活動の促進及び地域福祉の増進を図る。

自立支援医療費助成事業

(1)更生医療

18歳以上の身体障がい者で、一般医療の終了後、更生に必要な医療費の助成を行うことにより、身体の機能障がいの軽減又は改善を図り、日常生活や社会生活を容易にする。

- ・身体障害者更生相談所での判定の結果、必要と認められた者。
- ・指定された医療機関での医療費。
- ・身体障がい者の属する世帯の収入及び市町村民税額によって自己負担上限額を決定する。

(2)育成医療

18歳未満で、身体に障がいや疾患があり、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる場合に、身体の障がいや疾患を除去、軽減する手術等の治療により、生活能力を得るようにし、日常生活や社会生活を容易にする。

- ・指定医療機関が発行した意見書を審査の結果、必要と認められる児童。
- ・指定された医療機関での医療費。
- ・世帯の収入及び市町村民税額により、月額負担上限額を決定する。

(3)療養介護医療

常時医療的ケアを必要とし、病院等へ長期入院されている障がい者に対し、医療機関で行わ

れる機能訓練及び療養上の管理、看護、介護のうち、医療に係る経費の一部を助成することにより、日常生活の維持を図る。

身体障害者(児)補装具費支給事業

身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は補修に必要な費用の一部を支給することにより、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、また、身体障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する。

住宅改造助成事業

高齢者及び障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成する。

福祉一般管理事業

社会福祉全般に係る出張等に要する経費及び人権啓発・住宅新築資金等貸付償還事務に係る経費、また、社会福祉のために活動している各協議会等の事業費用の一部を補助(負担)する。

心身障害者福祉年金給付事業

心身障がい者(児)のうち、所得税非課税の者に年金を支給する。

身体障がい者	1・2級	40,000円
知的障がい者	A・B1判定	40,000円
精神障がい者	1級	40,000円

心身障がい者(児)又はその保護者に心身障害者福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。

成年後見制度利用支援事業

自己の責任のもとに選択・決定をする判断能力が不十分な者を支援するために「成年後見制度」が実施されている。本人保護のために制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬が補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

重度心身障害者(児)介護手当支給事業

在宅重度心身障がい者(児)(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定)で一定の基準を満たしている者の介護者に対して、介護手当を支給する。

障害福祉サービス事業

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障がい者にあつた多様なサービスの提供と、利用に関する経費の一部を扶助により、障がい者の自立を支援する。

地域生活支援事業

(1)運転免許取得費助成事業

身体障がい者が道路交通法の規定による自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、身体障がい者の行動範囲の拡大を促進し、その生活の自立向上を図る。

(2)自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、所有する自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経

費の一部を補助することにより、社会復帰の促進・自立向上を図る。

(3)手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、必要に応じ手話通訳者を派遣する。

(4)手話奉仕員養成事業

手話通訳者派遣事業における、手話通訳者登録者減少のため、養成講座を実施し登録者数を増やし、緊急時の手話通訳者派遣要請にも対応できるような体制を整える。

(5)要約筆記者派遣事業

中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合等に出席する場合に、要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。

(6)ふれあいフェスティバル運営事業

精神の健康を損ない医療機関に入院し、回復に向けて療養・努力している方々の社会復帰に役立てるため、東播臨海精神保健協会に委託し、グラウンドゴルフ大会、歌、踊りなどの催しやバザー、健康相談等を行う。

(7)声の広報事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、町広報の一部を録音し提供する。

(8)障害児生活訓練事業

自宅に閉じこもりがちな児童の健全な育成及び他の学校に通う児童との交流を目的とし、特別支援学級及び特別支援学校等の小学部に通う児童に対し、夏休み中に週2～3回個人の能力に応じた日常生活訓練やレクリエーション活動を行う。

(9)移動入浴サービス事業

家族の協力があっても入浴が困難で介護保険サービスの提供を受けられない重度身体障がい者（児）に対し、定期的（1ヵ月に2回まで・夏季は週に1回まで）に移動入浴車を派遣する。

(10)重度障害者日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者に対して日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便を図る。

(11)障害児日常生活用具給付等事業

重度身体障がい児・知的障がい児に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。

(12)訪問型歩行訓練事業

中途失明者等視覚障がい者に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障がい者の自立と社会参加を図る。

(13)外出訓練・交流・スポーツ振興等補助事業

障がい者が10人以上集まり、外出等の訓練や視察に貸切バスを利用したときに、バス代の一部を補助する。また、障がい者団体及びボランティア団体等が障がい者の交流やスポーツ振興を目的として行事を開催するときは、その一部を補助する。

(14)障害者相談支援事業

身体・知的・精神3障がいの専門的知識をもつ相談員を設置し、障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行う。また、専門的な見地から相談支援等を要する処遇困難ケース等の対応も行う。

(15)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

(16)日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に支援が必要な障がい者の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行い自立の促進、生活の向上等を図る。

(17)日中一時支援（生活介護型）事業

障がい者の入浴、食事の提供、創作的活動及び機能訓練等を当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行うことにより、居宅生活の維持・向上を図る。

(18)更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている者（所得要件あり）に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

(19)施設入所者等就職支度金給付事業

身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

(20)生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図る。

(21)在宅重度障害者医療器材等購入助成事業

在宅で生活する重度障がい者に対し、治療及び予防等のため、障害者総合支援法では給付対象にならない日常生活に必要な医療器材等の購入助成を行うことにより、障がい者福祉の増進を図る。

地域支援ネットワーク事業

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、サービス提供事業者やボランティア等の福祉関係者、まちづくり活動団体、企業、医療、保健、教育、行政など様々な社会資源が繋がり、障がいのある人を支援していくネットワークが重要である。

町内外の様々な社会資源をつなぐ地域自立支援協議会の地域支援ネットワークを活用し、地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組む。

自殺予防事業

自殺予防を目的とし、庁内関係Gで構成された庁内自殺予防対策連絡会議を開催し、啓発事業等の自殺対策を進める。

要援護者実態調査事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び寝たきり並びに身体障がい者を対象として、地域における日常の見守りの必要性や災害時における適切な避難支援対策を講じる必要から、これらの方々の日ごろの状況を調査し把握する。

3年毎に65歳以上の住民全員に対する悉皆調査を実施するため、その年度については、事業費増となる。（平成26年度実施）

障害者就労訓練活動支援事業

障害者就労施設等で就労する障がい者に一般就労を目指す職場実習の場や役務の提供を行う。

福祉のまちづくり推進事業

播磨町バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化の重要性やユニバーサルデザインに関する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進するため啓発事業を行う。

権利擁護支援事業

虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障がい者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。

障害者虐待防止対策事業

障がい者虐待を防止するための普及・啓発や虐待発生時に迅速に対応するための緊急一時保護施設の確保及び再発防止のための家庭訪問を行うことにより、障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぎ、障がい者の安定した生活の維持を図る。

臨時福祉給付金支給事業

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、給付金を支給する。

物忘れ相談プログラム設置管理事業「新規」

65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍という時代において、それぞれの地域に早期発見・早期受診の助けとなる相談プログラムを設置し、身近な場所での診断ができるようにする。

設置場所は、地域包括支援センター・土山駅南交流スペース・中央公民館・第一庁舎・各コミセンの8ヶ所とする。

(款) 民生費	(項) 社会福祉費	(目) 老人福祉費
---------	-----------	-----------

〈総務グループ〉

長寿社会福祉基金積立事業

長寿社会における福祉の向上を図るため設置された長寿社会福祉基金への積立てを行う。
長寿社会福祉基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

〈保険年金グループ〉

老人医療費助成事業

65歳以上70歳未満の者で、国民健康保険の被保険者又は社会保険の被保険者又は被扶養者の医療費の一部を助成する。

老人の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

介護保険事業特別会計繰出事業

介護保険法に基づく介護（介護予防）給付費等、地域支援事業に要する費用の町負担分及び当該制度を運営するために必要な職員給与費並びに事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出す。

また、国・県・町の施策として実施される低所得者の第1号保険料の軽減強化に対して、その費用を一般会計を通じて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- (1)介護（介護予防）給付費等に要する費用の12.5/100
- (2)地域支援事業（介護予防事業）に要する費用の12.5/100
- (3)地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）に要する費用の19.75/100
- (4)当該事業を運営するために必要な職員給与費及び事務費
- (5)低所得者への保険料軽減強化分

後期高齢者医療費等負担事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療費の町負担額（療養給付費の1/12の額）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合への負担金（共通経費負担金）を交付する。

後期高齢者医療事業特別会計繰出事業

後期高齢者医療保険料徴収に要する経費等事務費を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出す。

《福祉グループ》

高齢者在宅福祉事業

(1)在宅高齢者介護手当支給事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の、精神的、経済的負担を軽減するために、月額10,000円の介護手当を支給する。

(2)日常生活用具給付事業

要援護の高齢者又はひとり暮らしの高齢者が、日常生活を安全に過ごすために必要な用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)を給付する。

(3)生活支援型ホームヘルプサービス事業

おおむね65歳以上の日常生活を営む上で支障がある高齢者(介護保険対象外)の家庭で、家族だけでは十分な家事や介護ができない家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行う。

(4)寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができにくいひとり暮らしの高齢者や障がい者の世帯に、寝具乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施する。

(5)訪問理美容サービス事業

家庭で寝たきり状態にあり、理美容院に出向くことが困難な高齢者や障がい者の方に理容師又は美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを実施する。

(6)救急医療情報キットの配布

住民が安心して暮らせるよう緊急医療情報キットを希望者に無料で配布する。かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、「自宅の玄関」または「冷蔵庫」に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員などがその情報を活用し迅速な救命活動等を行えるよう備える。

いきがい対策事業

(1)いきがいづくり促進事業

高齢者がいきがいをもって過ごすことができるよう地域において高齢者とのふれあいを行う自治会に対して支援する。

(2)長寿祝金支給事業

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともにその福祉の増進に寄与することを目的とし、80歳及び90歳の高齢者に対して、長寿祝金を支給する。

80歳 10,000円

90歳 20,000円

(3)特別長寿祝金支給事業

多年にわたり地域社会の発展に尽くしてこられた100歳の長寿者を敬愛し、ねぎらうことを目的として、特別長寿祝金を支給する。

100歳 100,000円

(4)播磨ふれあいの家利用助成事業

高齢者、心身障がい者(児)、精神障害者保健福祉手帳及び原子爆弾被爆者手帳の交付を受けた方の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とし、利用料の一部を助成する。

高齢者総合福祉対策事業

長寿社会福祉基金から生ずる益金を利用して、

- ・在宅福祉等の普及向上

- ・健康・生きがいがづくりの推進
 - ・ボランティア活動の活発化
- 等のため、民間の団体が長寿社会に備えて行う事業に対して補助金を交付する。

老人保護施設措置事業

身体上、精神上、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者等を老人福祉施設への入所手続を行い養護する。

緊急通報システム管理運営事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故など万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう「あんしんボタン」（緊急通報装置家庭用端末器）を貸与し、高齢者等の日常生活の安全の確保と不安解消を図る。

老人クラブ活動支援事業

地域の高齢者が自主的に集まり、各種社会活動を総合的に実施するために組織された老人クラブ（単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会）の活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金費

《保険年金グループ》

国民年金事業

高齢化社会の到来に対し、老後の生活の柱としての年金制度の役割は、ますます必要となり、併せて納付記録問題と重なり、町民の関心は高まりを見せている。

また、国民年金制度が公的年金の根幹であり、世代間扶養という理念を基本に資格適用の推進、未納者対策を重点として、積極的に年金事務所への支援、連携、協力を行う。

無年金外国籍高齢者特別給付事業

国民年金制度上、国籍要件があったために老齢基礎年金等の受給資格を得ることができなかつた外国籍等高齢者で、年金制度上の資格要件により、老齢基礎年金等を受けない高齢者を対象に給付金を支給して無年金者の救済を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉会館費

《福祉グループ》

福祉会館管理運営事業

住民の福祉の増進、文化の振興を図り、各種集会、その他の利用に供するため設置された福祉会館の管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) デイサービスセンター費

《福祉グループ》

デイサービスセンター管理運営事業

デイサービスセンターの管理及び重度身体障がい者の短期入所運営事業を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 健康いきいきセンター費

《すこやか環境グループ》

健康いきいきセンター管理運営事業

高齢者が元気でいきがいをもって生活できるよう、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、効果的な管理運営や住民サービスの向上を図る。

健康いきいきセンター改修事業「新規」

住民福祉に寄与するために、健康づくりを支援するための施設であるが、施設建設から年数が経ち劣化がみられることから、中央監視盤等設備の改修工事を行う。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉しあわせセンター費

《福祉グループ》

福祉しあわせセンター管理運営事業

住民の福祉の増進、各種団体の活動拠点として設置された福祉しあわせセンターの管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

《保険年金グループ》

乳幼児等医療費助成事業

0歳から小学3年生の年度末までの乳幼児等の医療費を助成することにより、子どもを生み育てる環境の整備と乳幼児等の健康の向上を図る。

こども医療費助成事業

心身・体力等で節目となる前青年期から思春期に至る小学4年生から中学3年生の年度末までの児童を対象に、医療費を助成することにより、次世代を担う子どもの健全育成と子育て世代が安心して子育てできるよう精神的・経済的負担の軽減を図る。

《福祉グループ》

学童保育事業

共働き家庭等の児童の放課後対策として、各小学校に学童保育所を設置し、管理運営については指定管理者に委託する。

子育て家庭ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が病気等の社会的な理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

保育所一般管理事業

保育所の利用調整及び保育料の決定・徴収等に関する事務、及び保育の質の向上のための保育士研修や園児の健康維持のため保育園で実施する歯科検診・眼科検診にかかる費用の一部を補助し、保育環境整備を推進する。

児童福祉一般管理事業

児童福祉全般に係る出張旅費、一般事務経費及び子育て支援ガイドブックを印刷する。研修等による職員のスキルアップを行い、窓口対応等がより効果的に実施できる。

また、子ども・子育て支援を推進するために必要な補助及び会議を実施する。

要保護児童対策事業

児童福祉に関する相談業務を実施するとともに、虐待を受けている児童の早期発見及び適切な保護等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。

また、協議会の児童虐待防止策として関係機関の研修や児童虐待防止に係るオレンジリボンの啓発を進める。

学童保育施設整備事業「新規」

学童保育所を利用する児童の増加により施設が不足しているため、小学校の余裕教室を活用する形で専用施設を設置する。

こんにちは赤ちゃん事業

地域の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てに関する悩みや不安を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・ヘルパー等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児・家事援助を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

パパ応援事業

男性の子育てへの関わりを促進するために、育児を楽しめる環境づくりの支援として、父子手帳を配布する。

子育て世帯臨時特例給付金支給事業

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から支給する。

《すこやか環境グループ》

障害児療育事業

心身に障がいのある18歳未満の町内在住者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練や相談を実施する。

(款) 民生費	(項) 児童福祉費	(目) 児童措置費
---------	-----------	-----------

《福祉グループ》

保育所運営事業

保育所の保育の実施費用を支給することで、保育所の継続運営を図る。

保育を必要とする小学校就学前子どもの安定した保育所への入所を確保する。

保育対策等促進補助事業

多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う下記事業に対し、その費用の一部を助成する。

- ・延長保育促進事業
- ・障害児保育事業
- ・保育所地域活動事業
- ・一時預かり事業
- ・病後児保育事業（病後児型）
- ・発達に支援を要する児童の保育事業

児童手当等支給事業

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了前の第1子、2子は子ども一人につき月額10,000円を、第3子以降は一人につき月額15,000円を、中学生は一人につき月額10,000円を支給する。

ただし、所得制限限度額以上の者は、一律子ども一人につき、月額5,000円を支給する。

(款) 民生費	(項) 児童福祉費	(目) 母子父子福祉費
---------	-----------	-------------

《保険年金グループ》

母子家庭等医療費助成事業

母子家庭等の医療費の一部を助成し、母子家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図る。

《福祉グループ》

母子・父子等及び寡婦福祉事業

母子・寡婦の福祉の向上を図るため、播磨町婦人共励会へ補助を行う。

(款) 民生費	(項) 児童福祉費	(目) 児童福祉施設費
---------	-----------	-------------

《福祉グループ》

北部子育て支援センター運営事業

播磨町の北部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

また、仕事と家庭の両立支援及び核家族家庭の支援のために、ファミリーサポートセンターが、提供会員、利用会員の利用調整を行うことにより、地域における住民相互の援助活動を行う。

南部子育て支援センター運営事業

播磨町の南部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

南部子育て支援センター屋外施設整備事業「新規」

南部子育て支援センターは、屋外で遊戯等に適した広さの園庭がないため、南側隣接地を取得し、土地について広場等の有効利用を検討する。

《福祉グループ》

難病患者在宅福祉事業

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具の支給対象とはならない小児慢性特定疾患児に対し、ネブライザー（吸入器）等の日常生活用具を給付することにより、在宅療養生活の向上を図る。

《すこやか環境グループ》

保健推進事業

健康づくりの推進及び健康診査・がん検診等を実施することにより、誰もが生涯を通じて健康やかに暮らすことができるよう健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図る。

健康増進法に基づき、平成20年度からの医療制度改革において、医療保険者に義務付けられない事業について実施する。

保健対策推進協議会運営事業

保健対策推進協議会において、保健対策に関する実情を総合的に把握し、基本的な施策を検討、調整する。

市町母子保健事業

母子の健康保持及び増進を図るため、健康診査・健康教育・保健指導・その他必要な支援を実施する。

地域保健医療情報システム事業

参画医療機関での医療データ及び公益財団法人加古川総合保健センターの健診データのシステム化や感染症情報の発信などを通じて、地域住民の健康増進に寄与する「地域保健医療情報システム」を維持管理し、運用する。

救急医療事業

日曜・祝日・年末年始・夜間（小児科は準夜間）における救急診療業務を行う。

休日及び夜間においての診療業務を実施することにより、救急患者の医療不安の解消を図る。

健康はりま21事業

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、健康寿命の延伸・生活の質の向上を図ることを目的に、健康の増進を総合的・計画的に推進する。

また、健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に食育事業を実施する。

メディカルフロア管理事業

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）の維持管理を行う。

アスベスト健康管理支援事業

アスベストによる健康被害を早期に発見し、アスベスト関連疾患に係る住民の健康管理を支援することを目的とし、健診等において、アスベストばくろ歴のある者に健診カードを配布し、継続的な受診を促す。

また、アスベストによる肺がん中皮腫等の健康被害を生じるおそれのある者について、アスベスト健康管理手帳を交付するとともに、その検査に要する費用を助成する。

後期高齢者健診事業

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を目的に、生活習慣病を治療中の者を除く被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査を実施する。

未熟児養育事業

未熟児は、正常な新生児に比べて死亡率は極めて高率であり、疾病にもかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いので、生後速やかに適切な処置を必要とするため、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行うとともに、訪問等により支援を行う。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費

《すこやか環境グループ》

予防接種事業

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、予防接種法第5条に基づく各種予防接種を行う。

感染症予防事業

水害や新興感染症の予防のため備蓄薬品の管理を行う。

動物管理事業

動物の適正な管理を目指し、畜犬登録等を行う。

狂犬病予防のため、飼犬の登録と注射を実施し、公衆衛生の向上を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費

《すこやか環境グループ》

環境衛生事業

生活用排水路（暗渠部分）の清掃や新島公共岸壁及び公共埠頭の清掃等を行い、生活環境の悪化防止と公衆衛生の向上を図る。

また、生活環境の向上を図るため、自治会が行う地域の環境美化運動に対して支援する。

資源回収奨励事業

各種団体及びPTAが実施する資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することにより、この運動をより一層促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 火葬場費

《住民グループ》

斎場運営事業

稲美斎場「ひじり苑」の適正な維持管理を行うための費用を負担する。

また、住民の利便を図るため、死亡者を出棺場所より稲美斎場「ひじり苑」まで搬送する費用を負担する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費

《総務グループ》

一般廃棄物処理施設整備基金積立事業

一般廃棄物処理施設の整備資金を確保するため設置された一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行う。(平成18年度より毎年1億円の積立てを実施。)

一般廃棄物処理施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て及び第2条による予算積立てを行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 塵芥処理費

《すこやか環境グループ》

塵芥処理一般事業

ごみ処理に伴う事務処理を行う。

塵芥収集業務運営事業

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。

塵芥処理施設維持管理事業

塵芥処理センターの適正な運営及び維持管理を行う。

ごみ集積場整備費助成事業

自治会がごみ集積場所を整備するための工事費の一部を助成することにより、地域の環境美化の推進を図る。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業

ごみ焼却灰及び建設廃材の埋立て処分地を確保するため、近畿二府四県の自治体により実施している広域事業に参加する。

町内で確保が困難である最終処分場の確保に努める。

粗大ごみ処理事業

町内から排出された粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル等を加古郡衛生事務組合で処理するための費用を負担する。

粗大ごみ処理施設建設事業

加古郡衛生事務組合が建設した、廃プラスチック容器減容機及びストックヤードの建設にかかった公債費の償還金を負担する。

広域ごみ処理事業「新規」

東播臨海広域行政協議会に参加する2市2町でごみ処理の広域化に取り組み、平成34年度よりの稼働を目指し可燃ごみ及び不燃粗大ごみ処理施設の建設・運営を高砂市に委託する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) し尿処理費

《すこやか環境グループ》

し尿収集事業

一般家庭及び事業所等から生じるし尿の収集運搬を行う。

し尿処理場管理運営事業

加古郡衛生事務組合のし尿処理施設の管理運営及び施設改修に係る経費（起債償還）を負担する。

(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費

《住民グループ》

労働行政運営事業

技能職者表彰事業及び労働に関わる事業。

優秀な技能を有し、永年にわたりその職業に従事する者の功を称えることにより、他の技能者の模範となり、地域社会の発展を図る。

シルバー人材センター助成事業

加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成事業。

センターによる高年齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保を図り、高年齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。

勤労者住宅資金融資対策事業

勤労者に対する住宅建築（増改築を含む）資金、住宅購入資金融資に必要な信用保証料補助を行い、勤労者の生活環境の改善並びに生活維持安定により勤労者福祉の向上を図る。

労働者福祉協議会運営事業

播磨町労働者福祉協議会及び東播地区労働者福祉協議会への補助を行い、勤労者の福祉活動を通じ豊かな地域づくりに寄与する。

ゆうあいプラザ運営事業

高齢者・障がい者の複合福祉施設である「ゆうあいプラザ」の管理運営。施設では、加古郡広域シルバー人材センターが独自事業の開発や健全な事業運営を図るとともに、ゆうあい園の園生が就労及び日常生活訓練等を実施している。平成26年度以降も引き続き加古郡広域シルバー人材センターを指定管理者とする。（5年間）

ゆうあいプラザ改修事業

高齢者・障がい者が使用する施設であることから、安定して使用できるよう計画的に改修を行う。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費

《住民グループ》

農業委員会運営事業

農地の権利移動や転用に関する業務を執行するとともに、都市化が進行する中で限られた農地の活用等について検討する。

- ・ 定例農業委員会の開催
- ・ 農地権利の移動の許可、転用届出の受理及び転用許可申請の進達
- ・ 農地の有効利用の推進 他

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費

《住民グループ》

農業総務一般管理事業

町と農業集落との連絡調整を図り、農政の円滑な推進を行う。

東播磨農業共済事務組合運営負担事務事業

農業災害補償法に基づく農業共済事業の事務を共同処理するため、二市二町で設立した事務組合の運営経費の不足分について負担する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

《住民グループ》

農業振興事業

農業従事者の高齢化・後継者不足などの問題はあるが、農業者団体・消費者と連携しながら地産地消の推進に努めるなど、調和した農業のあるまちづくりを進める。

水田農業構造改革事業

生産者・農業者団体が主体となった米の需給調整を実施するとともに、地域の実情にあった農業を推進する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費

《住民グループ》

土地改良行政一般事業

土地改良事業の企画調整、振興及び指導に関する事務を行う。

妹池改修事業「新規」

補助制度を利用し、平成27年度は採択申請を行い、採択されれば平成28年度に実施する。

北池避難地維持管理事業

浚渫により造成された避難場所の機能を有した土地の維持管理を行う。

大池整備事業「新規」

平成27年度、安全対策のため転落防止柵で池周回を取り巻き、駐車場、トイレ等の周辺整

備を実施する。

《都市計画グループ》

地籍調査事業

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界確認を行い、その後地積を測量し、その結果を地図及び簿冊に作成する。

平成22年度より、新島の一部から開始している。今年度は、平成26年度調査地区の閲覧工程及び新規調査地区の基準点測量・一筆地測量工程を実施する。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業総務費

《住民グループ》

水産業総務一般管理事業

水産業全般に係る事務を行う。水産業に関する情報の提供を行うことにより、漁業経営の安定化を図る。

海難予防対策事業

播磨町漁業協同組合への漁船保険加入や、のり浮標灯、防波堤照明の維持管理のための補助金を交付することにより、漁業者の負担を軽減し、もって経営の安定化を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費

《住民グループ》

水産業振興事業

たこつぼの海面投入や漁業近代化資金利子補給金を交付する等、漁業者の経営安定を図る。

水産多面的機能発揮対策支援事業

藻場・干潟・浅場等の維持管理や環境・生態系保全を行う組織を支援するための制度。

従来の環境・生態系保全活動支援事業が名称変更され、平成25年度から平成27年度までの3ヵ年事業として新たな制度に組み替えられた。

播磨町漁業組合を母体とする「播磨町豊かな海を守る会」が海底耕運などの事業に取り組み、養殖海苔の色落ち現象を抑制するなど、豊かな海の再生が見込まれる。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費

《土木グループ》

漁港管理事業

漁港施設の適正な維持管理を図るとともに関係団体との協調を図り、施設運営の向上のための情報収集に努める。

漁港施設補修事業「新規」

古宮漁港の漁港施設（護岸等）について、平成25年度に機能保全計画を策定した結果をもとに計画的に修繕する。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工総務費

《住民グループ》

特定商品販売の計量立入検査事業

商品流通が活発になる中元・年末年始時期を中心に、製造・卸売業者・小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査並びに指導を行い適正計量の推進を図る。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

《住民グループ》

商工業振興一般管理事業

商工業に係る事業を行う。商工会による優良従業員表彰を支援することで従業員の勤労意欲を高め、会員の事業所の繁栄と発展を図る。

ひょうご産業活性化センター、ひょうごツーリズム協会、東播磨ツーリズム振興協議会、兵庫県物産協会、東播磨産業振興協議会等に参画し、商工業の発展に資する。

商工業振興事業

商工会が行う事務、事業等の必要経費に対する助成を行い、商工業の振興及び発展を図る。経営革新・創業支援を引続き実施するため、施設改修費用の一部を助成する。

住宅リフォーム助成事業

町内商工業者への経営支援と住宅リフォームによる快適な住環境の推進を図るため、町内業者の施工により住宅リフォームを行う者に対し助成を行う。現下の厳しい経済状況に緊急的に対応する事業として、今年度も引き続き実施する。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費

《総務グループ》

道路用地先行取得基金繰出事業

道路用地のために取得する必要がある用地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された道路用地先行取得基金への繰出しを行う。

道路用地先行取得基金条例第5条による運用益金（利子）の繰出し。

《土木グループ》

土木総務一般管理事業(土木G)

土木事業の円滑な推進を図る。関係する調査及び報告をはじめ、管理に必要な事務を行う。また、補助事業の推進、予算枠の確保のため、関係諸団体との協調を図る。

道路台帳更新事業

道路法に基づき町道認定路線の道路台帳や占用・橋梁等各台帳調書を更新し、道路管理事務の円滑化と適正化を図る。

事業用地管理事業

土木事業に必要な起業地の保全のため草刈り及び清掃等を実施し、適正な維持管理を図る。

港湾統計調査事業

港湾統計調査は、国からの委任事務であり、統計法に定められた指定統計で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発利用及び管理に資することを目的としている。
調査資料は、港湾計画等の基礎資料として利用される。

港湾整備促進事業

港湾施設の整備促進及び港湾の環境保全の推進を図る。

道路占用物件管理事業

町道の占用物件の更新を年に一度行う。

《都市計画グループ》

町道未登記処理事業

町が管理する認定道路内の個人名義等の整理を行うとともに、寄附等に伴う道路敷の登記事務等を行う。

土木総務一般管理事業(都市計画G)

用地買収等に関する研修及び調査並びに報告をはじめ、用地買収関係に必要な事務を行う。
また、関係諸団体との協調を図る。

官民境界協定事務事業

官民境界申請における事前協議、調査、立会及び協定の締結を行うとともに、協定図等のデータ更新作業及びシステムの保守を実施する。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 排水溝費

《土木グループ》

排水施設維持管理事業

排水施設の維持管理を行う。

大中地区水路改修事業「新規」

老朽化している水路及び水路泥上敷の改修を行う。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費

《土木グループ》

道路維持管理事業

交通の安全確保のため定期的に道路清掃業務を行う。
また、街路樹剪定、防除、灌水、草刈り等を行い、町道の環境美化を図るとともに、その保全に努める。

町道補修事業

老朽化している町道の舗装及び道路付属物の改修を行う。

道路安全対策事業

町内の道路において、歩行者及び車両の安全性の向上とともにバリアフリー化の促進を行う。

《土木グループ・都市計画グループ》

狭あい道路整備事業(土木G)・(都市計画G)「新規」

建築基準法では、幅4m未満の道路に接して建築行為を行う場合、道路中心等からの後退(セットバック)を義務付けられているが、所有者等の自己管理に任されており、道路拡幅が進んでいない。

この状況を改善するため、後退道路用地を寄付・無償使用契約後、当該部分の舗装等を行い町道の道路区域とすることで、狭あい道路の整備を推進する。

(款) 土木費	(項) 道路橋りょう費	(目) 道路新設改良費
---------	-------------	-------------

《土木グループ》

道路新設改良一般管理事業

道路工事の積算資料を整備し、道路新設改良事業の円滑な執行を図る。

(款) 土木費	(項) 道路橋りょう費	(目) 橋りょう維持費
---------	-------------	-------------

《土木グループ》

橋りょう維持管理事業

橋梁長寿命化計画に基づき、各橋梁の重要性や損傷状況に応じた計画的な修繕や架替えを実施する。

平成26年度は、古宮橋の防水工事を行い、平成27年度は、平成22年度に策定した橋梁長寿命化計画の見直しを実施する。

(款) 土木費	(項) 河川費	(目) 河川総務費
---------	---------	-----------

《土木グループ》

河川総務一般管理事業

河川事業の整備促進を図るとともに、ゲート等の点検・整備を実施し災害に備える。

河川美化事業

河川管理者の委託を受け、定期的に草刈りや清掃を実施し、災害防止と環境美化に努める。

(款) 土木費	(項) 河川費	(目) 河川改良費
---------	---------	-----------

《土木グループ》

水田川環境整備事業

加古川水系水田川広域基幹河川改修事業において完成した、あえ橋から水田橋の区間の管理用通路において、遊歩道として舗装、転落防止柵、ベンチ、植栽、街灯等の整備を行い、生活環境の改善を図る。

喜瀬川遊歩道補修事業

ふるさとの川「喜瀬川」の遊歩道の補修を行う。

ふれあい散歩道として整備された喜瀬川遊歩道の舗装が摩耗損傷したため、改修を行う。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費

《総務グループ》

公共公益施設整備基金積立事業

公共公益施設の整備資金を確保するため設置された公共公益施設整備基金への積立てを行う。公共公益施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

都市計画事業基金積立事業

都市計画事業の財源を確保するため設置された都市計画事業基金への積立てを行う。都市計画事業基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《企画グループ》

移動等円滑化推進協議会運営事業

播磨町駅を中心にバリアフリー化の整備を行うために策定した「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、その構想を具体化するための特定事業計画に定められた各事業の進捗状況について評価・検証を行う協議会を開催する。

《都市計画グループ》

都市計画行政運営事業

本町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、円滑な都市計画事務を執行することを目的とする。

- (1)都市計画の決定、変更に関する事務
- (2)都市計画法に基づく開発指導、建築の規制の調査等に関する事務
- (3)建築基準法に基づく建築確認申請の事前調査及び意見に関する事務
- (4)まちづくりの手法等について調査研究を行う。

公拡法届出事務事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地の先買い制度として、都市計画施設に係る土地を譲渡しようとする場合の届出及び都市計画区域内の200㎡以上の土地所有者が、地方公共団体に対して売り渡しを希望する場合の申出についての事務を行う。

都市計画基礎調査事業

都市計画法第6条に基づく基礎調査を県の委託業務として実施している。

都市の現況、動向（人口、建物、土地、都市施設等）を把握する。都市計画法の規定により、都市計画の決定、変更に必要な都市の現況等について調査する。

土地取引関連事務事業

土地取引の届出及び勧告、遊休土地の利用促進に関する調査をする。

屋外広告物許可申請事業

屋外広告物が地域の環境や景観に大きな影響を及ぼしている現状に鑑み、屋外広告物のもつ機能や役割に配慮しつつ、快適な生活空間の創造に寄するため、屋外広告物の規制の周知、徹底を図る。

都市計画変更業務委託事業

適正な土地利用や良好な市街地環境の形成等を確保するため、長期計画に整合したまちづくりを進める調査・検討及び住民との協働による住みよいまちづくりを促進する。

まちづくり講演会事業

住民参加のまちづくりを目指し、講演会の開催を通じ、住民のまちづくりへの意識の高揚を図る。

住宅耐震推進事業「新規」

震災に備え、民間住宅の耐震化を推進するため、簡易耐震診断の実施、耐震改修工事等への補助、住宅無料相談会を開催する。

空き家調査事業「新規」

町内の空き家の実態調査を行い、空き家の実数やその内容を把握するとともに、空き家の要因、所有者の意向等を調査する。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公共下水道費

《下水道グループ》

下水道特別会計繰出事業

下水道事業特別会計における雨水処理の財源及び汚水処理等に不足する財源を繰り出す。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費

《土木グループ》

都市公園維持管理事業

安全かつ快適で、利用しやすい公園にするため、施設や樹木等の適正な管理運営を行う。

児童遊園整備費補助事業

自治会が児童遊園又はこれに付属する設備を設置、改良又は修理に要した費用の一部を補助し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。

自治会管理公園補助事業

自治会が維持管理を行う面積が300㎡以上の公園及び広場に対して、その施設の維持管理に要する費用の一部を補助する。

児童に安全な遊び場を提供し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

都市公園施設改修事業

公園施設の安全確保や老朽施設の更新を図る。

土山駅南防災公園整備事業

土山駅南地区に防災施設を備えた公園を新設する。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費

《土木グループ》

緑化推進対策事業

潤いあるまちづくり実現のため、身近な公共用地を提供して花と緑で飾るまちづくりを推進する。

生けがき設置奨励事業

公衆用道路に面し、生けがきを設置する場合に奨励金を交付する。
本町における良好なまちの景観を創出し、緑化推進と防災機能の向上を図る。

緑の普及啓発事業

花と緑に対する理解を深めてもらうために普及啓発事業を行う。

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費

《福祉グループ》

町営住宅施設維持管理事業

家賃の決定及び変更、入居者の募集、選考及び決定、家賃及び敷金の徴収、徴収猶予及び減免の承認、住宅の修繕、収入超過者に対する措置等を行う。

町営住宅建設及び補修基金積立事業

町営住宅の建設及び補修の資金を確保するため設置された住宅建設及び補修基金への積立てを行う。

住宅建設及び補修基金条例第4条による運用基金（利子）の積立て。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費

《危機管理グループ》

常備消防事務委託事業

加古川市に消防事務を委託し、火災の予防及び消火活動の充実並びに救急活動の強化を図り、住民生活の安全を確保する。

産業保安事務委託事業

加古川市に産業保安事務を委託し、火災予防の観点から一貫した指導と消防法により届出義務が課せられている事務処理を行う。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費

《危機管理グループ》

消防団活動事業

消防団員の身分補償及び訓練、礼式、操法大会及び講習会等を実施し、消防団員の知識、技術の向上を図る。

・ 年末警戒及び出初め式 ・ 本部会議及び幹部会

消防施設維持管理事業

消防活動に必要な施設の維持管理事業として、消火栓維持管理及び消防設備の点検・整備を行うことにより、住民生活の安全を確保する。

また、自治会が設置する自動体外式除細動器（AED）の購入経費を補助することによりAEDの普及促進を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

消火栓ホース格納箱新設取替事業

老朽化した格納箱やホース等の取替え、また必要な場所に新設することにより、消防力を強化し、初期消火活動に備える。

消火栓新設事業

消火栓が不足している所に新設することにより、消防水利の拡充を行い消防力の強化充実を図る。

(款) 消防費	(項) 消防費	(目) 水防費
---------	---------	---------

《危機管理グループ》

水防活動事業

播磨町水防計画の策定及びこれに基づく水防活動を行い、水害の防止を図り被害の軽減を図る。

(款) 消防費	(項) 消防費	(目) 災害対策費
---------	---------	-----------

《危機管理グループ》

災害対策活動事業

地域防災計画等に基づく災害防御、救出活動を行い、被害の軽減と鎮圧を図り、住民生活の安全を確保する。

また、平常時は地域防災計画等に基づく各種予防事業を実施し、防災行政無線等防災施設の維持管理を適切に行う。

播磨町備蓄計画に基づく防災倉庫の整備、備蓄物資の整備を行う。

自主防災組織育成事業

大規模災害時において、被害を最小限度に食い止めるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠であることから、効果的かつ実践的な地域ぐるみの防災活動を展開できるよう支援する。

また、組織間の連携・強化を進めるための支援を行う。

防災計画推進事業

地域防災計画について、防災関係機関に意見を聴くとともに、防災会議を開催し、地域防災計画の修正を行い、防災体制の強化と充実を図る。

また、アクションプラン化した災害予防計画の進行管理を行い、適切な進捗を図る。

ひょうご防災リーダー育成事業

県では、地域防災の担い手である自主防災組織等のリーダーの育成を目的とした「ひょうご防災リーダー講座」を実施し、育成に努めており、同講座を修了し、将来にわたって地域防災

に貢献する意思を有する者に対し助成を行う。

総合防災マップ更新事業「新規」

総合防災マップは、平成21年度に作成されたものである。

東日本大震災の発生や兵庫県の被害想定の見直し等により、本町でも地域防災計画の見直し等を行っている。これらを反映させるため、総合防災マップの更新を行い、災害による被害の低減を図る。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育委員会費

《教育総務グループ》

教育委員会委員活動事業

教育行政の円滑な運営のため、教育委員会の事務事業について合議し、執行する。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費

《教育総務グループ》

事務局一般管理事業

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他関係法規に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業を円滑に行う。

奨学基金積立事業

経済的理由により修学が困難な者に対し、貸し付ける修学資金を奨学基金として積立てを行う。

教育振興基本計画策定事業「新規」

教育基本法の第17条第2項の規定により、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定める。

第1期を平成23年度から27年度の5か年とし、現在進行中である。

平成28年度からの第2期（平成28年度から32年度）の5か年についての計画を策定する。

学校給食施設検討事業「新規」

老朽化した給食施設について、施設の現状調査や給食の提供方法も含めた施設の方向性について検討を行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

《学校教育グループ》

教育研究指導事業

教師の資質や指導技術の向上、また、様々な教育課題に対応する能力を育てるため、研修を行う。特に、命や人権を大切にする教育等、道徳教育の充実に向けた研修を行う。

児童生徒就学事務事業

児童生徒の就学に関する事務を行う。

青少年健全育成事業

青少年の健全育成のため、少年補導委員の委嘱とその活動、播磨町内の2中学校の青少年育成推進委員会への補助を行う。

子供美術展事業

幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の造形感覚、創造性を育成するため、絵画等の展示を行う。

外国人英語指導助手招致事業

中学生の語学力の向上、国際理解、教師の語学力向上のため、中学校に外国人の英語指導助手を招致する。

子ども支援事業

長期欠席者の社会的自立や学校復帰を促し、児童生徒の自己実現や社会の構成員としての個性と能力の伸長を図る。

また、支援の必要な児童生徒に対して、学校生活における適切な支援を行う。

読書活動推進事業

播磨町教育振興基本計画に基づき、読書習慣を身につけさせ、「豊かな感性の涵養」に努めるとともに、学力の基本要素である「読む力」及び「自ら解決していく力」の育成を図る。

小学校英語活動推進事業

幼少期から外国語に慣れ親しませ、体験的に他文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとするなど、国際人として必要な資質の基礎を身につけさせるために、小学校3・4年生には国際理解教育として、5・6年生には外国語活動として実施し、中学校へのスムーズな接続を図る。

また、幼稚園や小学校1・2年生についても、計画的に国際理解教育としての活動を実施する。

特別支援教育総合推進事業

各学校園に特別支援教育コーディネーターを配置し、定期的に校園内委員会を開き、特別な支援を必要とする子どもたち一人一人について支援方法の計画・見直しを行い、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、校園内体制の充実を図る。

また、通常学級在籍の発達障がいのある子どもたちに対して、具体的な対応方法・支援方法の検討についての研修を行うとともに、保育園・幼稚園から小学校へのスムーズな就学指導のあり方、小学校から中学校への支援方法の引き継ぎ、他機関との連携等、検討を行う。

(款) 教育費	(項) 小学校費	(目) 学校管理費
---------	----------	-----------

《教育総務グループ》

小学校運営事業

小学校の児童の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び小学校の円滑な運営を行う。

小学校保健衛生事業

児童及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進

を図る。

- ・学校医等の配置(学校保健安全法第23条)
1校につき 内科医(1名) 眼科医(1名) 耳鼻咽喉科医(1名) 歯科医(1名) 薬剤師(1名)
- ・児童の健康診断(学校保健安全法第13条)
①腎臓検診 ②心臓検診 ③脊柱検診 ④ぎょう虫卵検査 ⑤結核検診 他
- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
①検査 ②血液検査 ③心電図 ④眼底検査 ⑤血圧 ⑥聴力 ⑦結核検診 他

小学校給食事業

小学校の全児童に対し、単独校調理方式で完全給食を実施し、食事についての正しい理解と食事を通じて好ましい人間関係を育成するとともに、児童の健康保持及び増進を図る。

小学校施設維持管理事業

円滑な学校運営を推進するため、学校施設の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。なお、本年度は専門業者によるトイレの清掃を実施し、清潔で快適なトイレにする。

小学校運営用備品整備事業

児童が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう小学校運営用の各種備品の整備を行う。

交通安全街頭指導事業

通学路の町内18箇所に交通安全街頭指導員を配置し、登下校(園)時における幼児・児童・生徒等の安全を確保する。

蓮池小学校プール改修事業「新規」

蓮池小学校プールの老朽化に対応するため、全体的な改修を実施する。

播磨南小学校プール改修事業「新規」

播磨南小学校プールの老朽化に対応するため、全体的な改修を実施する。

小学校遊具整備改修事業

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

播磨小学校北校舎大規模改造事業

播磨小学校の北校舎は、昭和55年に新築され、34年以上経過している。平成16年度に外壁塗装を実施しているが、その他の箇所については改修していないことから老朽化が進行し、維持管理が非常に困難な状況にある。そのようなことから北校舎の大規模な改造工事を実施する。なお、本年度は2期工事を実施する。

播磨南小学校校舎増築事業

児童の増加が見込まれるため、教室等の増築を行い、受け入れ態勢を整える。

小学校天井等落下防止対策事業

東日本大震災による天井材等の落下事故の発生を背景に建築基準法施行令が改正されたこと

を受けて、非構造部材の落下防止措置を講じるための工事を行う。

播磨西小学校屋内運動場大規模改造事業「新規」

播磨西小学校の体育館は、昭和52年に新築され、37年経過している。昭和63年に屋根塗装等を実施した以外は改修していないことから、大規模な改造工事を実施する。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費

《教育総務グループ》

小学校就学援助事業

心身ともに健全な児童の育成を図るため、経済的理由により就学が困難な児童に対し、学用品費、給食費等を援助する。

- ・該当世帯＝①生活保護受給中の世帯 ②前年度の所得額が基準以下の世帯
③保護者の失業など特別な事情がある世帯
- ・援助する費用＝①学用品・通学用品費 ②給食費 ③校外活動費 ④医療費
⑤新入学用品費(1年) ⑥修学旅行費(6年)

《学校教育グループ》

小学校教育振興事業

新学習指導要領に基づき、計画的に教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

小学校情報教育運営事業

情報活用能力を向上させるとともに、学力向上に資するため、ICTを活用した授業改善を進める。

小学校体験活動事業

小学校3年生の環境体験事業と小学校5年生の自然学校を一本化し、小学校体験活動とする。これにより、体験活動のねらいである命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶようにする。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費

《教育総務グループ》

中学校運営事業

中学校の生徒の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び中学校の円滑な運営を行う。

中学校保健衛生事業

生徒及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進を図る。

- ・学校医等の配置(学校保健安全法第23条)
1校につき 内科医(1名) 眼科医(1名) 耳鼻咽喉科医(1名) 歯科医(1名) 薬剤師(1名)
- ・生徒の健康診断(学校保健安全法第13条)
①腎臓検診 ②心臓検診 ③脊柱検診 ④結核検診 他
- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
① 検査 ②血液検査 ③心電図 ④眼底検査 ⑤血圧 ⑥聴力 ⑦結核検診 他

中学校施設維持管理事業

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。なお、本年度は専門業者によるトイレの清掃を実施し、清潔で快適なトイレにする。

中学校運営用備品整備事業

生徒が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう中学校運営用の各種備品の整備を行う。

中学校給食事業

中学校の全生徒に対し、調理配送業務委託方式により完全給食を実施し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養い、食の自己管理能力を身につけさせる。

中学校天井等落下防止対策事業

東日本大震災による天井材等の落下事故の発生を背景に建築基準法施行令が改正されたことを受けて、天井等の落下防止措置を講じるための工事を行う。

なお、両中学校の武道場は建築後27～28年が経過し、老朽化が著しいため全面的な改修を実施する。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費

《教育総務グループ》

中学校就学援助事業

心身ともに健全な生徒の育成を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助する。

- ・該当世帯＝①生活保護受給中の世帯 ②前年度の所得額が基準以下の世帯
③保護者の失業など特別な事情がある世帯
- ・援助する費用＝①学用品・通学用品費 ②給食費 ③校外活動費 ④医療費
⑤新入学用品費(1年) ⑥修学旅行費(3年)

《学校教育グループ》

中学校教育振興事業

新学習指導要領に基づき、計画的に教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

「トライやる・ウィーク」事業

自己を見つめ、自分の生き方を考え、心豊かにたくましく生きる力を育むため、中学2年生全員を対象に、1週間の体験活動を実施する。

中学校情報教育運営事業

情報活用能力を向上させるとともに、技術家庭科のみならず、全教科での学力向上に資するため、ICTを活用した授業改善を進める。

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

《教育総務グループ》

幼稚園運営事業

幼稚園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び幼稚園の円滑な運営を行う。

幼稚園保健衛生事業

園児及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進を図る。

- ・園医等の配置(学校保健安全法第23条)
1園につき 内科医(1名) 眼科医(1名) 歯科医(1名) 薬剤師(1名)
- ・園児の健康診断(学校保健安全法第13条)
①腎臓検診 ②ぎょう虫卵検査 他
- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
①尿検査 ②血液検査 ③心電図 ④眼底検査 ⑤血圧 ⑥聴力 ⑦結核検診 他

幼稚園施設維持管理事業

円滑な園運営を推進するため、施設の適切な維持管理と園内の保安保持等を行う。

幼稚園運営用備品整備事業

園児が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう幼稚園運営用備品の整備を行う。

幼稚園遊具整備改修事業

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

播磨幼稚園遊戯室棟新築事業「新規」

播磨幼稚園は古宮地区の宅地開発により園児数が増加しており、現在は遊戯室の一部を教室として利用しているため幼稚園運営に支障が出ている。

また、浜幹線の開通により更なる園児の増加が見込まれるため、幼稚園東側の農地が公有地拡大法にて買取の申し出が出ていることから、用地を購入し、遊戯室を整備して教育環境の充実を図る。

なお、現在の遊戯室については内部を改修して、園児の増加に対応できるようにする。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費

《生涯学習グループ》

社会教育一般管理事業

社会教育事業全般の管理事務を行う。

社会教育委員設置事業

社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて研究調査を行う。

また、教育委員会の会議に出席し、社会教育に関して意見を述べる。

社会教育推進委員設置事業

自治会等における住民の自主的な文化活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進及び各種社会教育事業の連絡調整を行う。

派遣社会教育主事設置事業

県から派遣された社会教育主事を配置し、専門的かつ技術的な助言と指導により、社会教育

の活性化及び充実を図る。

ふれあい活動推進事業

各種の奉仕活動や学習活動、福祉活動を推進する女性団体を支援し、温かい人間関係で結ばれた快適で住みよい地域づくりを行う。

青少年育成事業

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の開催や子ども会育成連絡協議会等の青少年団体の育成・支援、青少年健全育成の啓発活動等を行う。

成人式開催事業

成人式を開催し、新しい次代を担う新成人を祝福し、責任と自覚を促す。

文化行事開催事業

文化団体の育成支援や美術展、菊花展、文化祭等の開催を支援し、住民の芸術文化への理解と関心を高め、芸術文化活動の推進を図る。

体育レクリエーション推進事業

スポーツ推進委員の設置、各種スポーツ・レクリエーション大会や教室の開催及びスポーツ指導者の育成等に努め、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進する。

学校開放管理運営事業

小学校と中学校の体育施設を開放し、播磨町在住、在勤者等を対象に住民のふれあいや健康増進、学習の場、子どもの居場所としての活用を図る。

生涯学習G所管施設管理事業

明姫幹線高架下広場の適切な維持管理を行う。

地域スポーツクラブ支援事業

「青少年の健全育成、健康の増進、体力の向上、豊かな地域コミュニティづくり」を目的とした総合型地域スポーツクラブの育成を図る。

生涯学習推進計画策定事業「新規」

生涯学習推進計画は、「基本構想」と「推進計画」で構成され、期間は平成23年度から平成32年度までの10年間となっており、「推進計画」については、5か年ずつ前期と後期に分けて策定することとなっている。

前期が平成27年度で終了することにより、平成28年度からの後期の「推進計画」を策定する。

学校プール一般開放管理運営事業「新規」

播磨小学校のプールを夏季の水泳施設として、学校教育に支障がない範囲内において一般開放し、その適正な管理運営を行う。

学校園・家庭・地域の連携協力推進事業

地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育支援などの学校・家庭・地域の連携による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

《郷土資料館》

大中遺跡まつり事業

国指定史跡「大中遺跡」公園を会場に、火まつりとしての前夜祭や『オポナカムラ』と友好を深める全国各地からの使者の行列、収穫祭としての本祭りなど、全国で類のない特色ある古代まつりを開催する。

《学校教育グループ》

家庭教育啓発事業

家庭教育の推進を図るために、保護者対象の研修や啓発リーフレットの配布等を行う。

(款) 教育費	(項) 社会教育費	(目) 公民館費
---------	-----------	----------

《生涯学習グループ》

公民館管理運営事業

住民が主体的に学習し、交流する文化活動等の拠点施設である中央公民館を指定管理者により、適正に管理運営する。

コミュニティセンター管理運営事業

住民が主体的に学習し、交流する地域活動等の拠点施設であるコミュニティセンターを指定管理者により、適正に管理運営する。

(款) 教育費	(項) 社会教育費	(目) 人権教育費
---------	-----------	-----------

《生涯学習グループ》

人権教育啓発事業

- (1) 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。
- (2) いきいきフォーラムの実施、各種資料の作成・貸出・講演会・研修会・交流会など、多彩な実践活動を通じて人権尊重の意識の向上を図る。
- (3) 住民の人権啓発活動や交流活動等、主体的な人権尊重の地域づくり事業に要する経費の一部を補助する。

人権教育研究事業

- (1) 人権教育における推進・啓発方法、学習内容、評価等について研究協議する。
- (2) 播磨町人権教育基本方針の趣旨を達成するための、より効果的な推進方法の工夫、学習内容の系統化、適切な評価を行う。

男女共同参画推進事業

女性の潜在力を活用し、暮らしやすい社会、活力ある社会をつくるため、様々な分野での取組が必要となっている。住民意識の醸成を図るとともに、リーダーの養成など推進体制を整え、

具体的な取組へとつなげる。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費

《郷土資料館》

文化財保護啓発事業

愛宕塚古墳をはじめとする文化財の適切な管理を行い、郷土の文化財への保護意識を高める。また、文化遺産散策マップの充実により文化財への興味と理解を深める。

文化財保護審議会運営事業

文化財保護法の規定に基づき、町内にある文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、建議する。

まちの先覚者顕彰事業

郷土の先覚者に関わる歴史的文化遺産の保存や資料等の調査・収集及び啓発パンフレット等の作成を行い、住民に広報する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費

《生涯学習グループ》

図書館管理運営事業

図書館サービスの充実、向上を図り、施設及び設備を適正に維持管理するため、指定管理者により図書館の管理運営を行う。

図書館改修事業「新規」

老朽化が進んでいるエレベーターを現基準に適合したものに更新するための改修設計を行う。

宮部文庫設置事業

宮部一夫氏からの寄付金により、図書館に「宮部文庫」と名付けた特別コーナーを設置する。配架する図書は、平成35年度まで2年ごとに追加購入し、文庫の魅力を継続させる。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 資料館費

《郷土資料館》

郷土資料館管理運営事業

郷土の歴史、考古、民俗等に関する調査研究及び資料の収集・展示、知識の普及等に関する事業を行う。

郷土資料館施設維持管理事業

郷土資料館を安全で快適な施設として維持管理し、効率的かつ経済的に管理業務を行う。

特別展開催事業

大中遺跡をはじめとする文化財、地域の歴史、風土や文化等の中からテーマを選定し、特色ある展覧会を年1回開催する。

親子文化財教室開催事業

親子を対象に、古代の織物や染め物、土器や埴輪づくりなど古代体験学習の場を提供する。
また、民話の読み聞かせや伝統的な楽器による演奏会など特色ある事業を推進する。

歴史講座開催事業

住民の興味・関心の高いテーマを中心に郷土の歴史や文化、文化財等に関する知識を提供する。
また、特別展と関連した講座を開催することで特別展への理解を深める。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育施設費

《生涯学習グループ》

スポーツ施設管理事業

総合体育館をはじめとするスポーツ施設を指定管理者により適正に管理運営し、住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

総合体育館改修事業「新規」

総合体育館大体育室の屋上防水及び外壁塗装改修工事の設計を行う。
また、町民プール管理棟撤去に伴う代替倉庫の新設及びロビー・ミーティング室の空調設備の更新を行う。

新島球場改修事業「新規」

新島球場の施設及び設備が老朽化しているため、ダッグアウト改修、外野フェンス改修、右翼左翼門扉改修、用具倉庫新設、グラウンド整備等の工事の設計をする。

町民プール跡地整備事業

播磨町民プール跡地整備に係る基本設計及び実施設計に基づき整備工事を行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金

《総務グループ》

一般会計借入金元金償還事業

公共事業の財源として借り入れた町債の元金の償還や平成9年3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の元金の償還を行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 利子

《総務グループ》

一般会計借入金利子償還事業

公共事業の財源として借り入れた町債の利子及び一時金借入金の利子の償還や平成9年3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の利子の償還を行う。

(款) 予備費	(項) 予備費	(目) 予備費
---------	---------	---------

《総務グループ》

一般会計予備費

一般会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

国民健康保険事業特別会計

《保険年金グループ》

国民健康保険は、被保険者の保険税、国庫負担金（補助金）、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、一般会計繰入金、その他の収入金を財源として、病気、けが、出産、死亡等の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助共済の医療保険制度である。

1 保険給付

(1) 療養給付費

被保険者の疾病、負傷に対しての診療を医療機関を通じた現物給付という形で行い、次の診療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払う。

- ・ 一般被保険者・退職被保険者とともに7割
- ・ 6歳の年度末まで8割
- ・ 70歳以上75歳未満は8割（ただし、平成26年3月31日以前に70歳に到達している者は75歳到達の前日までは自己負担1割）
- ・ 70歳以上75歳未満の一定以上の所得者は7割

(2) 療養費

コルセット等治療装具、旅行中の急病等緊急やむをえない理由で被保険者証を提示せずに診療を受けた場合などの費用は、被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、上記の給付割合に応じて現金給付する。

(3) 高額療養費

医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担の軽減を図る目的で実施するもので、下記の区分に応じて給付する。

①単独

基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（以下「上位所得者」という。）のうち所得が901万円以下の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に167,400円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が558,000円を超えた場合は別途計算）

上位所得者で基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に252,600円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が842,000円を超えた場合は別途計算）

基礎控除後の所得が600万円を以下の住民税課税世帯（以下「一般」という。）のうち、所得が201万円を超える場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に80,100円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が267,000円を超えた場合は別途計算）

一般で基礎控除後の所得が201万円を以下の世帯の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に57,600円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給

住民税非課税世帯は、35,400円を超えた額を支給

②世帯合算

同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これ

らを合算して①に該当する金額を超えた額を支給。

③多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合、4回目から上位所得者のうち所得が901万円を超える世帯の者は140,100円を超えた額、所得が901万円以下の世帯の者は93,000円を超えた額を支給

一般の者は44,400円を超えた額を支給。

住民税非課税世帯は24,600円を超えた額を支給

④世帯合算の多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合で、かつ4回目に同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算して上位所得者のうち所得が901万円を超える世帯の者は140,100円を超えた額、所得が901万円以下の世帯の者は93,000円を超えた額を支給

一般の者は44,400円を超えた額を支給。

住民税非課税世帯は、24,600円を超えた額を支給

⑤70歳以上の人は、外来（個人ごと）の限度額を適用後に世帯単位で自己負担限度額を適用する。

(4) 高額介護合算療養費

国民健康保険の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の自己負担限度額を超える額を支給する。

(5) 特定疾病

療養に要する期間が著しく長く、かつ、一定の高額な治療を継続して行う必要のある疾病として厚生労働大臣の定めるもの（血友病及び人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全等）で、保険者の認定を受けた場合、毎月の自己負担額は、10,000円を限度とする。

※ 人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は月20,000円を限度とする。

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、420,000円を支給する。

また、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減するため、一時金を医療機関等に直接支払う直接支払制度がある。

(7) 葬祭費

被保険者が死亡したときに、その被保険者の葬祭を行うものに対し、50,000円を支給する。

2 介護給付費納付金

介護保険法第150条の規定により保険者が納付の義務を負う納付金で、法第160条第1項に規定する業務に要する費用に充てるためのものであり、全国一律の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の保険未加入者）1人当たり負担額に保険者に属する第2号被保険者数を乗じて算定される。

3 後期高齢者支援金

高齢者の医療の確保に関する法律第118条の規定により納付の義務を負う支援金で、法第139条第1項第2号に規定する業務に要する費用に充てるためのものであり、後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額から1人当たりの負担額を算出し、保険者に属する保険者数を乗じて算定される。

4 保健事業

《保険年金グループ》

データヘルス推進事業「新規」

被保険者のレセプト内容、特定健診結果等の医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るためデータヘルス計画を策定し、データ分析に基づく保健事業の実施を推進する。

5 特定健康診査等事業

《すこやか環境グループ》

(1) 特定健康診査事業費

高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等実施計画を立て、40歳以上74歳以下の加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査(特定健診)を行い、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導(特定保健指導)を行う。これにより、生活習慣病の有病者・予備群を減少させ、医療費の伸びの適正化を図る。

《保険年金グループ》

(2) 人間ドック健康診査事業費

国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の加入者を対象に、人間ドック健康診査費用の全部または一部を助成することで、生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進を促進するとともに、医療費の適正化を図る。

財産区特別会計

《総務グループ》

財産区有財産の管理及び処分について、財産区住民の福祉を増進するとともに財産区運営の円滑化を図る。

- ・本荘村財産区
- ・古宮村財産区
- ・二子村財産区
- ・野添村財産区
- ・大中村財産区
- ・古田村財産区
- ・宮西村財産区

下水道事業特別会計

《下水道グループ》

下水道は、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、市街地の浸水防止などを果たす重要な都市基盤施設であり、引き続き事業計画区域内の汚水管渠整備を図るとともに、水洗化の普及啓発に努める。

また、雨水による浸水対策として雨水幹線整備の進捗に努める。

【汚水整備】

事業進捗状況

事業計画面積	528.0ha
整備面積	481.6ha（平成26年度末見込）
平成27年度整備予定面積	5.3ha
平成27年度末整備面積（見込）	486.9ha

【雨水整備】

古宮第5雨水幹線全体面積	30.7ha
--------------	--------

介護保険事業特別会計

《保険年金グループ》

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、要介護者には自立支援のため必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する。

要介護状態になるおそれのある要支援者には、重度化防止のため必要な介護予防サービスを、また、要支援状態になる可能性の高い二次予防事業対象者には、必要な介護予防事業を総合的・一体的に提供し、社会全体で介護を支えていく仕組みであり、負担と給付の関係が明確になる社会保険方式で実施している。

介護給付（介護予防給付を含む。）、地域支援事業（介護予防事業）に必要な費用は、サービス利用に要した費用の利用者負担分を除いて、50%が公費でまかなわれる。その内訳は、概ね国が25%（介護給付費のうち5%が調整交付金）、県が12.5%、町が12.5%を負担する。

公費負担を除く50%の費用を、第1号被保険者（65歳以上）が約22%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が28%を保険料で負担する。

また、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に必要な費用は、国が39%、県と町が各19.5%、第1号被保険者が22%を保険料で負担する。

『総務』

・介護保険管理事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

・介護保険証更新事業

要介護認定者の更新認定・変更認定時等に交付する被保険者証を作成し、発送する事務を行う。

・電算共同処理事業

第三者行為等の故意・過失により発生した保険給付に係る求償事務等を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、事務を行う。

・介護保険システム運営開発事業

介護保険制度の経常的な事務である資格管理、給付管理等の処理を行う電算システムの管理運営を行う。

加えて、介護サービス等の情報ネットワークシステム（二市二町コミュニティケアネットシステム）の管理運営費を負担する。

・介護保険運営協議会運営事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため協議会を開催する。

・連合会事業

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

・介護保険事業計画等改定事業

介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を作成する。

また、当該事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成する。

・ **地域包括支援センター運営協議会運営事業**

地域包括支援センターの中立・公正な事業運営を図るため協議会を開催する。

・ **介護保険賦課徴収事業**

第1号被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法によって賦課・徴収する事務を行う。

・ **介護認定審査会運営事業**

要介護認定における審査判定を行う「播磨町介護認定審査会」の運営事務を行う。

・ **認定調査事業**

要介護認定に係る「主治医意見書」の作成依頼及び「認定調査」を居宅介護支援事業者等に委託する事務を行う。

『保険給付』

・ **居宅介護サービス給付事業**

在宅の要介護者（要介護1～5）が、県の指定を受けた居宅サービス事業者等から受けた居宅サービス費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う。

要介護者は、1割（一定以上所得者は2割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 訪問介護 | b. 訪問入浴介護 |
| c. 訪問看護 | d. 訪問リハビリテーション |
| e. 通所介護 | f. 通所リハビリテーション |
| g. 福祉用具貸与 | h. 居宅療養管理指導 |
| i. 短期入所生活介護 | j. 短期入所療養介護 |
| k. 特定施設入居者生活介護 | |

・ **施設介護サービス給付事業**

要介護者が、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所（入院）した場合、施設サービスの種類ごとに定められた基準額の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を国保連合会を通じて施設に支払う。

入所（入院）者は、1割（一定以上所得者は2割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

・ **居宅介護福祉用具購入費給付事業**

在宅の要介護者が、入浴や排せつ等の貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は年額10万円とする。（毎年4月1日～3月31日）

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| a. 腰掛便座 | b. 特殊尿器 | c. 入浴補助用具 |
| d. 簡易浴槽 | e. 移動用リフトの吊り具 | |

・ **居宅介護住宅改修費給付事業**

在宅の要介護者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、住宅改修費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は、原則として被保険者一名に対し20万円とする。

- | | | |
|----------------|-------------------|----------|
| a. 手すりの取付け | b. 段差の解消 | c. 滑りの防止 |
| d. 引き戸等への扉の取替え | e. 洋式便器等への便器の取替え等 | |

・居宅介護サービス計画給付事業

在宅の要介護者が、居宅介護支援事業者の居宅介護支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、国保連合会を通じて提供事業者に費用の全額を支払う。

居宅介護サービス計画費は、計画作成を受ける旨をあらかじめ町に届け出ることによって、事業者に直接現物給付する。

・地域密着型介護サービス給付事業

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、町の指定を受けた地域密着型介護サービス提供事業者から受けたサービス費用の9割（自己負担2割の者は8割）分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

要介護者は、1割（一定以上所得者は2割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

認知症対応型通所介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）

・介護予防サービス給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者（要支援1～2）が、介護予防サービス事業者等から受けた介護予防サービス費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う。

また、要介護者と同じく1割（一定以上所得者は2割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

・介護予防福祉用具購入費給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護福祉用具購入費と同じ年額10万円とする。

・介護予防住宅改修費給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、住宅改修を行った場合、住宅改修費用の9割（自己負担2割の者は8割）相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護住宅改修費と同じ、原則被保険者一名に対し20万円とする。

・介護予防サービス計画給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、地域包括支援センターの介護予防支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、国保連合会を通じて地域包括支援センターに費用の全額を支払う。

介護予防サービス計画費は、居宅介護サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、地域包括支援センターに直接支払われる現物給付となる。

・ **地域密着型介護予防サービス給付事業**

要介護者と同様に、要支援者が、町の指定を受けた地域密着型介護予防サービス提供事業者から受けたサービス費用の9割（自己負担2割の者は8割）分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・ **審査支払手数料事業**

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

・ **高額介護サービス費給付事業**

要介護者が居宅又は施設サービスに係る自己負担額が著しく高額であるときは、一定の金額を超えた負担額を償還払いで支給する。

ただし、施設サービスにおける食費及び居住費は除く。

被保険者の区分	利用者負担の世帯合算額
a. 生活保護の受給者	
町民税世帯非課税かつ高齢福祉年金受給者	15,000円/月
b. 町民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入 が併せて80万円以下の者	15,000円/月
c. 町民税非課税世帯でbに該当しない者	24,600円/月
d. その他の一般被保険者	37,200円/月
e. 医療保険の現役並み所得相当の者	44,400円/月

・ **高額介護予防サービス費給付事業**

要支援者の介護予防サービス利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。給付基準額は、高額介護サービス費に準ずる。

・ **特定入所者介護サービス費給付事業**

要介護者が特定施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)サービスを利用したときの食費、居住費及び短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **特定入所者介護予防サービス費給付事業**

要支援者が短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **高額医療合算介護サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円超えた場合、超えた額を給付する。

・ 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）8月～翌年7月

区 分		後期高齢者+介護 保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保 険 (70歳～74歳 の方)
現役並み所得者（課税所得 145万円以上の方）		67万円	67万円
一般（市町村民税課税世帯 の方）		56万円	56万円
住民税非課税	低Ⅱ	31万円	31万円
	低Ⅰ	19万円	19万円

区 分		医療保険+介護保険 (70歳未満の方)
上位所得者	901万円超	176万円
	600万円超 901万円以下	135万円
一般（市町村 民税課税世帯 の方）	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下	63万円
住民税非課税		34万円

※上位所得者とは、国民保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」が600万円を超える世帯に該当する。

・ **高額医療合算介護予防サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護予防の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円超えた場合、超えた額を給付する。（医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）を適用する。）

《福祉グループ》

・ **通所型介護予防事業**

スクリーニングにより把握した二次予防事業対象者等に対し、週1回、5会場で「楽々くらぶ」を開催する。地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき、「運動器の機能向上」や「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のメニューを提供する。

《福祉グループ》

・地域介護予防活動支援事業

生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如している一人暮らし高齢者等が体調不良に陥った場合などに短期間特別養護老人ホームなどに宿泊させ、体調を整えながら生活習慣等の指導をする。

《保険年金グループ》

・介護予防普及啓発事業

介護予防の知識等を普及啓発することにより、個人や地域全体の理解を深め、予防意識の向上を図るため、パンフレットの作成・配布や健康講座等を開催する。

・総合事業精算金事業

住所地特例の被保険者が他市町の総合事業を利用した場合に国保連合会に精算金として支払う。

・地域包括支援センター運営事業

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳ある暮らしや生活が継続できるよう、できるだけ要介護状態とならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態に応じ切れ目なく提供することが必要となっている。

このため、地域の高齢者の心身の健康保持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの運営及び業務を委託する。

・介護給付費適正化事業

受給者が、適切なケアプランに基づきサービスを利用しているか、ケアプランのチェックや介護給付費の通知を行い、不適切な事業所があれば聞き取りや指導を行う。

・地域ふれあい介護相談事業

地域の介護施設へ介護家族を対象とした講演会や介護相談などの業務を委託する。

・住宅改修理由書作成支援事業

住宅改修の理由書については、居宅支援事業所の届出がある場合、その担当ケアマネジャーが作成しなければならないとされている。その場合、居宅サービス計画費に理由書作成料は含まれることになる。しかし、住宅改修だけを行い、介護サービスは利用しない方の理由書を作成した場合、一切報酬がなくなる。したがって、一定の要件を満たす場合に、理由書作成料として、住宅改修理由書作成手数料を支払う。

《福祉グループ》

・家族介護支援事業

・家族介護用品給付事業

常時おむつが必要と認められる要介護4又は5の高齢者等を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）に、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を給付することで、介護している家族の経済的負担の軽減を図る。

・家族介護慰労金支給事業

過去1年間、介護保険サービスを利用しない要介護4又は5の高齢者を在宅で介護する家族（住民税世帯非課税）に対して、年間10万円を慰労金として支給する。

・認知症対策推進事業

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を行うため、高齢者の巡回がん検診や地域のサロンでの「物忘れチェック」、認知症の人が利用する介護保険事業所との連携による家族支援を実施する。

加えて、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が安心して地域で暮らしていくことを目的として、徘徊SOS・見守りネットワークを構築するとともに、外出時の身元を確認する手段を確保するため、名前や緊急連絡先を登録しておく見守りキーホルダー・シールを作成・配布し、早期確認・早期発見を進めていく。

《保険年金グループ》

・介護給付費準備基金積立事業

介護保険事業の剰余金、基金の利息等を介護保険事業の財源に充てるため基金に積立する。

『公債費』

《保険年金グループ》

・介護特会借入金元金償還事業

加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の二市二町で開発した「コミュニティケアネットシステム」の開発費に対して発行された町債に係る元金の償還を行う。

・介護特会借入金利子償還事業

上記の町債に係る利子の償還を行う。

『諸支出金』

《保険年金グループ》

・被保険者還付事業

第1号被保険者から徴収した保険料の過誤納付分を還付する。

・保険料外収入償還事業

超過交付となった過年度分の国、県等の負担金等を償還する。

『予備費』

《保険年金グループ》

・介護保険事業特別会計予備費

介護保険事業特別会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

後期高齢者医療事業特別会計

《保険年金グループ》

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立した医療制度が創設された。

後期高齢者医療の資格管理、医療給付等は、県内すべての市町が加入して設立された広域連合が行う。市町は被保険者の便益の増進に寄与するものとして、各種申請・届出の受付事務、被保険者証の引渡し事務、保険料収納事務などを行い、住民の健康の向上と老人福祉の増進を図る。